

生駒市専用水道事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第336号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、専用水道に係る指導、事務処理等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この要領の適用を受けないものとする。

（確認の申請）

第2条 法第32条の規定により専用水道を新設、増設または改造する場合で、布設工事の確認を受けようとする者は、第1号様式による布設工事確認申請書を生駒市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により布設工事確認申請書を受理し、かつ、法第32条の規定による布設工事の設計の確認を行い、当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、法第33条第5項の規定により、布設工事確認通知書を申請者あてに通知するものとする。

（専用水道に該当することとなった旨の届出）

第3条 給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等により新たに専用水道に該当することとなったときは、当該専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、第2号様式による設置届出書を市長に提出しなければならない。

（変更の届出等）

第4条 法第33条第3項の規定により布設工事確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、その設置者は、第3号様式による記載事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定以外の記載事項に変更が生じたときは、その設置者は、第4号様式による変更報告書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第5条 給水対象居住人口の減少、一日最大給水量の減少、施設の変更等により専用水道に該当しなくなったときは、その設置者は、第5号様式による廃止届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

（給水開始前の届出）

第6条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により給水を開始しようとするときは、あらかじめ第6号様式による給水開始前届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項による届出があったときは、市長は、書類等を確認したのち、立入検査を行うものと

する。

（水道技術管理者の設置等の報告）

第7条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときまたは水道技術管理者を変更したときは、第7号様式による専用水道技術管理者設置（変更）報告書に水道技術管理者の資格を有することを証明する書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（水質検査結果の報告）

第8条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定による水質検査の結果を、検査終了後または検査結果成績書受理後、第8号様式による水質検査結果報告書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第9条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に連絡し、第9号様式による緊急停止報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

（業務委託開始の届出等）

第10条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項及び第2項前段の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、第10号様式による業務委託開始届出書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときは、第11号様式による業務委託失効届出書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

3 設置者は、業務委託開始届出書の記載事項（契約期間を除く。）に変更が生じたときは、第12号様式による業務委託変更届出書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第11条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備えて置くものとする。

- (1) 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- (2) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面
- (3) 水道施設の清掃の記録
- (4) 水質検査に関する帳簿書類
- (5) 健康診断に関する帳簿書類
- (6) その他管理についての記録

2 市長は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

（立入検査及び改善の指示）

第12条 市長は、法第39条第2項の規定により、専用水道の適正な管理運営を図るため、定期及び臨時に設置者から専用水道の管理について必要な報告を徴し、または立入検査を行う

ものとする。なお、立入検査の内容については、確認事項、届出事項、施設整備状況、維持管理状況、帳簿書類及びその他必要と認める事項に関し、第13号様式の立入検査票により記録するものとする。

- 2 前項の規定による臨時の報告の徴収または立入検査は、次の各号に該当するときに行うものとする。
 - (1) 設置届出書または給水開始前届出書を受理したとき。
 - (2) 法第20条で定めた水質検査や、法第22条に定めた衛生上の措置を行わない等の維持管理義務の違反またはそのおそれがあるとき。
 - (3) 設置者または当該専用水道の利用者から水質異常が発生する等の通報、相談または苦情を受けたとき。
 - (4) その他特に必要と認めるとき。
- 3 市長は、報告の徴収または立入検査を行うときは、必要に応じ、当該設置者に立会い及びその他の協力を要請するものとする。
- 4 市長は、法第36条第1項の規定により、立入検査の結果、当該専用水道が、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として当該設置者に対し、第14号様式による維持管理指導票を交付し、その改善を指導するものとする。
- 5 市長は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

(報告)

第13条 設置者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了したとき。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から運用する。